令和元年11月定例

伊達市教育委員会　会議録

令和元年11月13日開催

 令和元年11月定例伊達市教育委員会会議録

1. 開催日時　　令和元年11月13日（水）13時30分～

２．開催場所　　保原本庁舎東棟２階　201会議室

３．出席者　　　教育長　菅野　善昌

１番　太田　康一　　委員

　２番　髙野　保夫　　委員（教育長職務代理者）

　　　　　　　　３番　菅野　千惠子　委員

４番　三品　清重郎　委員

1. 欠席委員　　なし

５．説明のため出席した者

　　　　　　　　教育部長　　　　　　　　　　　　田中　清美

　　　　　　　　教育総務課長　　　　　　　　　　原　　好則

　　　　　　　　生涯学習課長　　　　　　　　　　坂本　直樹

　　　　　　　　学校教育課長　　　　　　　　　　阿部　裕好

　　　　　　　　こども部長　　　　　　　　　　　半沢　信光

　　　　　　　　こども支援課長　　　　　　　　　谷口　信高

　　　　　　　　こども育成課長　　　　　　　　　森林　敏昭

６．本委員会書記

　　　　　　　　教育総務課総務企画係長　　　　　冨田　昭子

　　　　　　　　教育総務課総務企画係主事　　　　渡邉　美佳

1. 日程１　開　　会

**○菅野教育長**これより令和元年11月定例伊達市教育委員会会議を開催いたします。本日は全員出席しておりますので、会議が成立しました。

８．日程２　会期の決定

**○菅野教育長**　開会時刻は13時29分といたします。次に会期の決定についてお諮りをいたします。会期については、本日13日にしたいと思いますが、これにご異議はございませんか。

【委員より異議なしの声あり】

**○菅野教育長**　異議なしと認めます。会期については、本日13日と決定します。

９．日程３　議事録署名委員の指名

**○菅野教育長**　続きまして議事録署名の指名に移ります。本日の議事録の署名は２番髙野委員と、３番菅野委員にお願いします。ここで10月定例伊達市教育委員会会議の議事録について、１番太田委員と４番三品委員に署名いただきましたので、報告します。

10.日程４　会議の進め方

**○菅野教育長**　本日の会議の進め方について、原教育総務課長から説明をお願いします。

**○原教育総務課長**　資料により説明

１　開　会

２　会期の決定

３　議事録署名委員の指名

４　会議の進め方

５　傍聴の許可

６　議　事

　　議案第46号　伊達市市民体育館条例の一部を改正する条例について

　　議案第47号　伊達市語学指導等を行う外国青年の給与に関する条例の一部を改正する条例について

　　議案第48号　伊達市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

　　議案第49号　伊達市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例について

　　議案第50号　伊達市立幼稚園管理規則の一部を改正する教育委員会規則について

　　議案第51号　伊達市預かり保育条例施行規則の一部を改正する教育委員会規則について

　　議案第52号　令和元年度伊達市一般会計(教育委員会関係)補正予算について

　　議案第53号　伊達市いじめ問題再調査委員会規則の制定について

７　報告と協議

1. 教育長から

　　　（２） 各課から

　　　（３） 各教育委員から

　　　（４） その他

８　閉　会

11.日程５　傍聴の許可

**○菅野教育長**　傍聴の許可に入ります。傍聴の許可を求める方はいらっしゃいますか。

**○冨田総務企画係長**　いらっしゃいません。

12．日程６　議　事

**○菅野教育長**それでは議事に入ります。「議案第46号　伊達市市民体育館条例の一部を改正する条例について」を議題とします。生涯学習課長から説明をお願いします。

**○坂本生涯学習課長**　資料により説明

**○菅野教育長**ただいま説明あった議案第46号について、委員の皆様の質疑をお願いします。ご意見のある方の発言をお願いします。

**○髙野委員**　第４条２項の「前項の職員のうち非常勤職員の任期は、２年とする。ただし、再任することを妨げない。」を条文から削除することにより、スポーツ振興公社との関係はどうなるのでしょうか。もう一度説明をお願いします。

**○坂本生涯学習課長**現在はスポーツ振興公社を体育館の指定管理者として委託しており、市から館長として採用している職員はおりません。それ以前は館長という役職で職員を置き、２年間の任用期間でした。現在、指定管理しておりますが、職員を置くという部分に関しては条例に残すこととし、今回の改正を行いたいと考えております。

**○田中教育部長**第４条には「体育館に館長その他の職員を置くことができる。」とあります。伊達市になってから、それぞれの体育館に館長を置いたということはありません。合併以前、旧伊達町では町民体育館に館長が配置されていましたが、その後配置をやめております。このような経過もあり、職員を置くこともできることを残しつつ、会計年度任用職員の制度適用に当たって、齟齬が生じている部分を改正するものです。なお、他の市民体育館以外のプールや他の体育施設等の規程には職員を置くことができるとあり、任期についての規程はありませんでしたので、今回は市民体育館についてのみ提案させていただきました。

**○髙野委員**　つまり第４条２項を削除し、第４条だけになったということですね。しかし実際は館長・その他の職員ではなくスポーツ振興公社で管理・運営している状態です。第４条をここに置くことの意味はあるのでしょうか。

**○田中教育部長**　指定管理をするかどうかというのは、その都度判断が必要になります。３年ごとの更新時に、指定管理にするのか市の直営にするのか判断を行います。今のところ、市が直営で行うことはないと考えておりますが、もし直営で行う場合に再び条例改正が必要になってしまいます。今のところは両方併記しつつ、スポーツ振興公社に指定管理をお願いしている状況です。

**○三品委員**　保原体育館を使用する際に、非常に分かりづらく使用しづらいと思いました。申請等の手続きや問い合わせを行うと教育委員会に聞かなければならないということですごく時間がかかります。この条文を見ましたが、権限や責任の所在も不明確です。指定管理者の権限がどこまであるのかをしっかりと明記しておけば、現場で素早い判断ができるのではないでしょうか。全て教育委員会に聞くという事は、権限は全て教育委員会にあるのでしょうか。権限が明確でないため、分かりにくい文章になっているのではと感じます。この条文では責任と権限が分かりません。

**○菅野教育長**　この第４条は職員の任命について謳うものです。ただいま三品委員からありましたのは、体育館に問い合わせをしたときに教育委員会に問い合わせが必要として時間がかかるという事については運営面での課題になりますね。

**○田中教育部長**　許可や維持管理については指定管理者が管轄しています。教育委員会に問い合わせしなくても、指定管理者がそれらの規程等を作成し、教育委員会に合議するようなかたちをとっています。例えば、施設使用料については伊達市条例を限度とするということで、スポーツ振興公社がそれ以下の使用料を設定できるようにはしています。教育委員会に聞くというようにお答えしているか把握はしていませんが、教育委員会ではなくスポーツ振興公社の事務所の方に聞いているものと考えます。スポーツ振興公社に指定管理をしていることで市民の皆さんへのサービスが低下することはあってはなりません。このことについて再度徹底をしてまいりたいと思います。

**○三品委員**　指定管理者がスポーツ振興公社ということですが、各体育館に配置されているそれぞれの担当者が、スポーツ振興公社へ問い合わせをすると不在であることが多いです。いつになっても返事が来ないということがあります。ここから鑑みるに、指定管理者が上手く権限を運用できていないのではないでしょうか。職員を置くこともできる、というような曖昧な表現だと利用する側としては職員がいない時と指定管理者が指定されている時の判断を一般の市民は見分けられないと考えます。

**○田中教育部長**　繰り返しになってしまいますが、地方自治法の改正により施設の管理については市が直接管理するか指定管理者に行わせるかの２択ができるようになっております。例えば、極端な話にはなりますがスポーツ振興公社では体育施設の管理運営に問題があるということになれば、別の指定管理者という選択もあります。その別の指定管理者がいなければ、市が直接運営ということになります。そうした時に、その都度条例改正を行ってもよいのですが、両方併記をしておいて運用したいと考えております。

**○三品委員**　文章の意味は理解できました。これは要望になってしまうのですが、指定管理者にお願いしている場合において、指定管理者がどこまでの権限を与えられているのか、指定管理者はどの程度自由に決めてよいのかという線引きがもう少し分かりやすいようにして頂きたいと思います。

**○菅野教育長**　伊達市の市民体育館条例は教育委員会が管理する場合の条例であり、伊達市教育委員会が管理するが直営もしくは指定管理を用いるかは３年ごとに判断を行うというかたちです。この問題については、指定管理を行う際の業務内容や条件等を含んだ仕様書等を示すといったように、もっと開かれたかたちの運営の仕方が必要になりますね。より市民が活用しやすいような運営になるよう、指定管理を行う際の一つの大きな要件として、重視していかなければならないと思います。

**○髙野委員**　市の条例としてこのようなかたちであり、数年ごとに指定管理者を更新するとはいえ、スポーツ振興公社に指定管理を依頼しているということで２重の構造になっています。「体育館に館長その他の職員を置くことができる」となっているのに現実的には館長を置かずスポーツ振興公社に指定管理を依頼しているこの両者の関係が条文上で示されていないことから、分かりづらくなっているものと思われます。

**○坂本生涯学習課長**　今回の条例第11条において、指定管理者について記述があります。概要としましては、指定管理者に体育館の管理を行わせることができ、この場合において、利用の許可について定める第５条及び第６条の「教育委員会」を「指定管理者」に読み替えることができるという内容です。管理につきましては、必ず指定管理にしなければならないという事ではありません。

**○田中教育部長**　髙野委員のご指摘の部分については、市の直営であると館長を置くのに、指定管理になると館長を置かなくなるのは何故かということでよろしかったでしょうか。第４条では「館長その他の職員」という事ですので、必ずしも館長を置くと決まっている訳ではありません。配置についてはそのときの状況を見て、市の方で判断することとなります。

**○髙野委員**　そうすると、会計年度任用職員という存在が具体的にどのような人を指すのでしょうか。スポーツ振興公社の職員なのでしょうか。

**○田中教育部長**　「館長その他職員」が会計年度任用職員を指します。市の直営で体育館を管理する場合が該当します。現在のようにスポーツ振興公社を指定管理者としている場合、管理しているのはスポーツ振興公社の職員ということであり、会計年度任用職員には該当しません。

**○菅野教育長**　後程会計年度任用職員の対象や待遇に関するリーフレットや資料等についてお渡ししたいと思います。

**○髙野委員**　先ほど三品委員がおっしゃっていたように、改正に伴い、運用・運営はセットで考えなくてはなりません。そのことで、スムーズに流れていかない部分があります。市が直営で行う場合とスポーツ振興公社に委託する場合の二本立てのところに、上手く機能しない部分が出てくるのではないかと考えます。

**○三品委員**　法律的ではないのですが、市役所の職員が管理運営を担当している時の方が、融通がききやすいですね。指定管理者だと、規定通りにやらなくてはならず、融通がききません。規程に定められている部分はでき、定められていない部分はできないということで、融通がききません。融通がきかないのであればきかないなりに理由がはっきりと分かればよいのですが、そこが分からないと言います。どこまでが良くてどこまでができないのでしょうか。

**○菅野教育長**　三品委員は融通という言葉を使われていますが、議会等でもこうしたご指摘は頂いております。スポーツ振興公社は市民のスポーツ振興にもっと積極的に貢献できるような団体として運用を図って欲しいという事で、最終的にはスポーツ振興公社が委託を受けたときに、どのような運営をしていくかを市民にもっと分かりやすくし、活用しやすい運営にしなければならないと確認したところです。

**○三品委員**　現在はスポーツ振興公社に委託することを前提としていると思います。スポーツ振興公社の職員は、スポーツに携わってきた人材であり組織の運営的なことは分からない方が多いのではないでしょうか。施設管理は施設管理のプロに任せることもよいのではないでしょうか。

（会計年度任用職員に関する資料配布）

**○田中教育部長**　配布追加資料により、会計年度任用職員について簡単に説明します。現在職員の中にはフルタイム職員とパートタイム職員がいます。先ほど生涯学習課長からありましたように、自治体など公務員の非正規職員が社会全体の貧困を助長しているのではないかという指摘により、貧困対策の一貫として任用の部分について一般職に準ずる形で強化をしつつ、一方で待遇の改善を図るという改正がなされたところです。地方公務員法の守秘義務などの服務規程が会計年度任用職員にも適用されるようになります。地方公務員法第３条第３項第３号に特別職・非常勤の職員についての規程があり、その運用を厳格化するようなかたちです。また、職能及び懲戒の変更もなされ、服務規程が適用され懲戒処分の対象になります。職務専念の義務、政治的行為の禁止、争議行為の禁止等が今後適用されるようになります。任用については１会計年度の範囲内で任命権者が職務の遂行に必要かつ十分な期間を定めるとなっております。こうした制度が来年４月から適用になります。

**○菅野教育長**　地方自治法の改正により、市体育館条例の任期にかかる条項を削除したというところですね。また、スポーツ振興公社の運営についても改善すべき箇所等ありますので、ご意見いただきました。今後この条例を受け、さらに業務委託等を進める上で市民への利便性・サービスの向上について取り組んでまいりたいと思います。

**○菅野教育長**　そのほか、質疑がなければ質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより採決に入ります。本案を決することに異議はありませんか。

【委員より異議なしの声あり】

**○菅野教育長**　異議なしと認め、「議案第46号　伊達市市民体育館条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決されました。

**○菅野教育長**　続きまして「議案第47号　伊達市語学指導等を行う外国青年の給与に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。学校教育課長から説明をお願いします。

**○阿部学校教育課長**資料により説明

**○菅野教育長**　ただいま説明あった議案第47号について、委員の皆様の質疑をお願いします。ご意見のある方の発言をお願いします。

**○太田委員**今回の改正は給与という文言を報酬と改めるという内容ですが、改めなくてはならない理由について教えて下さい。

**○田中教育部長**　こちらは会計年度任用職員の制度に関わってきます。会計年度任用職員にはフルタイム・パートタイムの分類があり、今回の改正にはパートタイムの制度が関わってきます。フルタイム勤務の場合は、会計年度任用職員に「給与」を支払い、パートタイム勤務の場合には「報酬」を支払うという文言になっています。上位法に則り、週35時間のパートタイム勤務の方には「報酬」という文言になるという事です。

**○菅野教育長**　言い方の問題ということですね。

**○三品委員**　「給与」と「報酬」と言い換えた場合に、基本的に「給与」は時間に対して支払うもの、「報酬」は仕事に対する支払いであるかと思います。要するに、「報酬」の際には業務内容がしっかりしていなければならないのではないでしょうか。報酬と言い換えること自体はよいのですが、パートタイム勤務のこの業務に対していくら支払うということが明確でなければできないのではないかと思います。市役所はそのように考えてはいないのでしょうか。

**○田中教育部長**　「給与」と「報酬」の区分けについてですが、フルタイムとパートタイムの違いだけです。

**○三品委員**　上位の法律が本当に実際にそのような表記になっているのですか。上位の法律にも違和感があります。報酬というものは、業務内容に対して支払われるものであり、時間が関係ないので場合によっては休んでも休まなくとも支払われます。「報酬」は役務に対して支払われるものです。市長や我々のような委員が該当しますね。一方「給与」は時間に対して支払われるものですので、パートタイムの賃金を「報酬」と言い換えるのは一般的な考え方とは違うのではないでしょうか。

**○田中教育部長**　第４条のところに、報酬の減額という定めがあり、三品委員のご指摘はあるものの、勤務しない場合に報酬を減額するという旨を定めております。一般的な「報酬」のイメージとは異なり、「給与」と「報酬」の使い分けのみです。

**○髙野委員**　確定申告の際に、県や市からフルタイムではなく年数回の参加で「給与」というかたちで書類が出てくるのですが、この表記は「報酬」と表さなくてよいのでしょうか。

**○田中教育部長**　「報酬」というかたちで予算化しております。所得税法においては給与も報酬も「給与」とみなし、表記しているものと理解しております。

**○髙野委員**同じ言葉を使いながら、状況に応じて異なる意味で用いているという事ですね。

**○菅野教育長**　そのほか、質疑がなければ質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより採決に入ります。本案を決することに異議ありませんか。

【委員より異議なしの声あり】

**○菅野教育長**　異議なしと認め、「議案第47号　伊達市語学指導等を行う外国青年の給与に関する条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決されました。

**○菅野教育長**　続きまして「議案第48号　伊達市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」を議題とします。こども育成課長からお願いします。

**○森林こども育成課長**資料により説明

児童福祉法第３４条の第１項が削除されたために改正するものです。条文としましては、児童の福祉にふさわしくない者以外を保育士にするという内容のものであり、その中の第１項が削除されたために改正します。

**○菅野教育長**　ただいま説明あった議案第48号について、委員の皆様の質疑をお願いします。ご意見のある方の発言をお願いします。

**○太田委員**　改正の内容については説明で分かりましたが、できればどのような上位法であり、どの部分が削除されたのか等について資料として載せていただければと思います。

**○菅野教育長**　今後は関連する上位条例や削除部分等について、参考までに資料として付けられるようにしていきたいと思います。

**○半沢こども部長**　補足説明させていただきます。今回の条例につきましては、小規模保育の施設や保育者の資格要件に関して定めている条例ですので、太田委員から出たことは児童福祉法第３４条児童虐待の防止に関する法律に、児童虐待を行った者は児童福祉法で規定される養育里親や養育養子縁組が出来ないという事であり、同じように保育士も虐待をした人はなれないという欠格要件を定めています。この法令の１番目にあった成年被後見人についての定めが削除され、番号が繰り上がったため市条例も繰り上げたかたちですので、内容としてはこれまでの市条例から変更はありません。

**○菅野教育長**　そのほか、質疑がなければ質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより採決に入ります。本案を決することに異議ありませんか。

【委員より異議なしの声あり】

**○菅野教育長**　異議なしと認め、「議案第48号　伊達市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決されました。

**○菅野教育長**　続きまして「議案第49号　伊達市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例について」を議題とします。こども育成課長からお願いします。

**○森林こども育成課長**資料により説明

**○菅野教育長**　ただいま説明あった議案第49号について、委員の皆様の質疑をお願いします。ご意見のある方の発言をお願いします。

**○太田委員**　月舘の放課後児童クラブの住所が総合支所内にあるようですが、施設の管理者は総合支所長になるのでしょうか。

**○森林こども育成課長**　施設の総合的な管理者は総合支所長ですが、児童クラブ等のスペースにつきましては児童クラブの支援員や職員が子ども達を送り出して、施錠をするようなかたちです。連携しながら行ってまいりたいと考えております。

**○太田委員**　２階と３階は月舘学園の特別教室という事ですが、そこは月舘学園ということで、教育委員会の管理となるのでしょうか。

**○原教育総務課長**　支所スペースは支所、学校スペースは学校で管理するようになります。土日に関しては、支所の方でシルバー人材センター等に管理を依頼して、施錠等をお願いするものと考えます。鍵の閉め方や土日の管理等につきましては、現在協議を重ねております。

**○太田委員**　学校エリアに出入りができないような対策はありますか。

**○原教育総務課長**　２階、３階の学校エリアには鍵をかけられるようにはなっています。また、支所側のホールにも単独で施錠ができるようになっています。エリアごとに施錠ができるようにはなっておりますので、そのエリアの管理について協議を重ねているところです。鍵の管理の仕方につきましては、まとまりましたら後日説明させていただきたいと思います。

**○菅野教育長**　そのほか、質疑がなければ質疑なしと認め、質疑を終結します。「議案第49号　伊達市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決されました。

**○菅野教育長**　続きまして「議案第50号　伊達市立幼稚園管理規則の一部を改正する教育委員会規則について」を議題とします。こども育成課長からお願いします。

**○森林こども育成課長**資料により説明

**○菅野教育長**　ただいま説明あった議案第50号について、委員の皆様の質疑をお願いします。ご意見のある方の発言をお願いします。

**○菅野教育長**　質疑がなければ質疑なしと認め、質疑を終結します。「議案第50号　伊達市立幼稚園管理規則の一部を改正する教育委員会規則について」は、原案のとおり可決されました。

**○菅野教育長**　続きまして「議案第51号　伊達市預かり保育条例施行規則の一部を改正する教育委員会規則について」を議題とします。こども育成課長からお願いします。

**○森林こども育成課長**資料により説明

**○菅野教育長**　ただいま説明あった議案第51号について、委員の皆様の質疑をお願いします。ご意見のある方の発言をお願いします。

**○菅野教育長**　質疑がなければ質疑なしと認め、質疑を終結します。「議案第51号　伊達市預かり保育条例施行規則の一部を改正する教育委員会規則について」は、原案のとおり可決されました。

**○菅野教育長**　続きまして「議案第52号　令和元年度伊達市一般会計(教育委員会関係)補正予算について」を議題とします。各担当課長からお願いします。

**○原教育総務課長**

**○坂本生涯学習課長**

**○森林こども支援課長**

**○谷口こども育成課長**資料により説明

**○菅野教育長**なお、先日の台風19号に関連する緊急対応や災害復旧に関することについて、委員の方々に概要だけご説明したいと思います。

**○原教育総務課長**　教育委員会における災害復旧について、学校施設や文化財関係、社会体育施設等の被害があり、早急に対応が必要なものについては専決で予算を確保し随意契約のかたちで進めております。教育総務課としては小国小学校と霊山中学校にて被害がありました。

**○菅野教育長**台風の対応につきましては教育部もこども部も専決のかたちをもって予算を計上し執行しているということをご理解いただければと思います。被害の詳しい内容等につきましては後ほどご報告します。

**○菅野教育長**　ただいま説明あった議案第52号について、委員の皆様の質疑をお願いします。ご意見のある方の発言をお願いします。

**○三品委員**　旧大枝小学校に関する予算案について、法定外公共物の撤去とあります。この法定外公共物というものは、どのような違いがあるのでしょうか。

**○原教育総務課長**　法定外公共物としては、水路や道路などが校庭の中を通っていたようなものがあげられます。大枝小学校を貸し付けるための必要な整備となります。土地の状況がしっかりと明確になっていなければ貸し借りを行うことが出来ませんので、早急に対応が必要な部分である法定外公共物の撤去について計上しております。

**○髙野委員**　大枝小学校以外の白根小や山舟生小等の統廃合した学校については、こうした対応は必要なのでしょうか。

**○原教育総務課長**　他の小学校についても早急に確認したいところですが、優先順位を決めて進めております。大枝小学校につきましては、利活用について審議会から答申を頂き協議を進めることが決定したため、優先しております。

**○髙野委員**　他の小学校に法定外公共物がないという事ではないのですね。

**○原教育総務課長**　はい。ないという訳ではありません。

**○太田委員**　通学合宿所について、令和２年度は指定管理制度で行う予定から市の直営に変更になったとのことですが、今後の指定管理等への見通しはどのようになっていますか。

**○坂本生涯学習課長**　今後は指定管理にしたいと考えておりますが、当初は直営としました。宿泊業については素人ですので、経験のある方にお願いしたいと考えております。

**○田中教育部長**　指定管理は３年間を原則として募集します。来年４月からオープンするにあたって、通学合宿体験事業以外にも保原総合運動公園や大泉球場を利用するケースでも使えるようにする予定です。その場合、合宿所というものを運営することが初めてであり、つきだて花工房や紅彩館のデータを基に宿泊者の算出が出せない状態にあります。初年度で、ある程度見込みの人数や収入を出した上で指定管理に移行したいと考えております。

**○三品委員**　今回のお話からは少しずれてしまうのですが、10月から幼保無償化が始まりましたが、子どもの数によっては給食費等がかかる家庭もあると聞きました。伊達市でもそうしたケースはあるのでしょうか。またその場合何か対応はしているのでしょうか。

**○森林こども育成課長**　少数ではありますが、そうした家庭はあります。今まで保育料の中に副食費が含まれており、表面上には出てきておりませんでした。今回の無償化により、今まで見えていなかった副食費が表面に出てきたようなかたちです。

**○三品委員**　相当数いるのですか。

**○森林こども育成課長**　若干名います。

**○三品委員**　そうしたケースには何か別の方法で無償化しているのですか。無償化できないのでしょうか。

**○森林こども育成課長**　今のところそうした手当をする財源がありません。

**○菅野教育長**　そのほか、質疑がなければ質疑なしと認め、質疑を終結します。「議案第52号　令和元年度伊達市一般会計(教育委員会関係)補正予算について」は、原案のとおり可決されました。

**○菅野教育長**　続きまして「議案第53号　伊達市いじめ問題再調査委員会規則の制定について」を議題とします。こども育成課長からお願いします。

**○阿部学校教育課長**資料により説明

**○菅野教育長**　ただいま説明あった議案第53号について、委員の皆様の質疑をお願いします。ご意見のある方の発言をお願いします。

**○太田委員**　伊達市いじめ問題再調査委員会は市長の諮問に応じて開催されるとありますが、これは常設ですか。それとも重大事案が発生した時にだけ招集されるのでしょうか。

**○田中教育部長**　こちらの再調査委員会は市長が必要と認めるときに設置するものです。先月教育委員会で説明しましたいじめ問題調査委員会は委員の任期が２年で常設です。再調査委員会の方では、第３条第３項において常設ではなく市長が必要と認めたその都度に設置されるものとされております。

**○髙野委員**　いじめ問題調査委員会は教育委員会管轄ですが、今回のいじめ問題再調査委員会は市長部局ということですが。この辺りの説明をお願いします。

**○田中教育部長**　教育委員会のいじめ問題調査委員会は常設です。学校のいじめ対策への意見やアドバイスを貰うことや、いじめの起きた学校に在籍する児童生徒の生命・心身・財産等に重大な被害が生じた疑いがあると認める時や、いじめの発生した学校の児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされているとき等の重大事態が発生した際に、その内容について精査するのがいじめ問題調査委員会としています。調査が終了した時には、教育長を通して市長に結果を報告します。市長が教育委員会の調査の内容を精査し不十分な部分や疑義のある場合に、今回のいじめ問題再調査委員会を設置することになります。いじめ調査委員会の結果報告に基づき、市長部局で判断する内容になります。

**○三品委員**　個人的な意見になってしまうのですが、教育委員会が調査をしてそれに納得が出来ない時に、教育委員会にもう一度戻すというのは、調査方法として間違っているのではないでしょうか。市部局から異なる視点で見なければ再評価ができないのではないでしょうか。

**○田中教育部長**　説明が不足しており申し訳ありません。こちらのいじめ問題再調査委員会は市長部局の方で設置をします。教育委員会で調査した内容を市長に報告し、市長部局で問題があると判断した時に、教育委員会に戻すのではなく市長部局として独自に調査をするのがこのいじめ問題再調査委員会です。

**○三品委員**　そのルールを教育委員会で作成するというのはどうなのでしょうか。

**○田中教育部長**　規則自体を伊達市教育委員会で作成することについては、条例に関連した規則は条例を提案した部局が起案するというのが伊達市の方針という回答でした。

**○菅野教育長**　そのほか、質疑がなければ質疑なしと認め、質疑を終結します。「議案第53号　伊達市いじめ問題再調査委員会規則の制定について」は、原案のとおり可決されました。

13.日程７　報告と協議

**○菅野教育長**それでは日程７、報告と協議に移ります。最初に教育長からの報告です。

**○菅野教育長**資料により報告

１　台風１９号による被害と対応について［各担当］

　　〇教職員、保護者、地域住民の協力による復旧・復興に向けた活動

　　〇高校生等によるボランティア活動

２　福島県市町村教育委員会連絡協議会第２回伊達支会役員会から

（１）期日・場所：令和元年10月21日（月）伊達市役所

（２）協議事項

〇令和２年度伊達支会事業計画案及び予算案について

〇教科書採択にかかる負担金について

〇令和２年度伊達支会研修会の内容について

〇福島県市町村教育委員会連絡協議会役員の選考委員について

３　新しい入試制度による県立高校の入学試験の実施について

|  |
| --- |
| ［これまで］〇　Ⅰ期選抜（学力試験なし）　　［自己推薦］〇　Ⅱ期選抜（学力試験あり）〇　Ⅲ期選抜 |

|  |
| --- |
| 　［本年度入試から］〇　前期選抜（学力試験あり）◇　特色選抜　　　同日　　　　　　　　　　　　　　　　　　◇　一般選抜　　　　　〇　後期選抜　　 |

➠

４　各種大会・コンクール等への参加（体位・体力の向上、たくましい心の育成、豊かな人間性・社会性の育成、地域との交流）

（１）第７２回福島県総合体育大会スポーツ少年団体育大会バレーボール競技

　　　　第３位：保原バレーボールスポーツ少年団男子

（２）県小学校理科作品展

特選：佐藤　璃空（保原小2年）

（３）日本学校合奏コンクール福島県大会（小学校の部）

　　　　金賞：伊達小

（４）キャッチボールクラシック県大会

　　　　優勝：梁川中

（５）伊達地区中学校教育研究会主催「合唱祭」

　　　　伊達地区８中学校の各学校代表による発表会

　　　　（校内合唱コンクールにおける最優秀学級が参加）

（６）第５８回福島県交通安全県民大会

　　　　交通安全優良学校：伊達小

（７）ヤングアメリカンズ［10月13日（日）予定の伊達スペシャルは台風の影響で中止］

　　　〇１０月８日（火）柱沢小

　　　〇１０月９日（水）月舘小、小手小、月舘中

５　１１月教育長の部屋

　　　「月舘中から月舘学園中への大切な一歩に！～響月祭～」

６　その他

（１）学校だより、新聞報道等から

（２）その他

**○菅野教育長**続けて各課からの報告をお願いします。

**○原教育総務課長**教育委員会行事について説明

10月30日（水）に予定しておりました総合教育会議につきましては、延期とさせて頂いておりましたが、災害対応や復旧のため秋の総合教育会議につきましては中止とさせて頂きたいと思います。

台風19号による教育部の被害について　資料を用いて説明

　床上浸水２件小国小学校・町史編纂室、床下浸水３件霊山中学校体育館・小国小学校体育館・月舘体育館、停電が梁川プール１件でしたが、停電は現在解消しております。その他は敷地内への浸水、土手の法面の崩壊等が13件でした。10月15日（火）を市内各学校休校としまして、施設や通学路等の安全確認を行いました。避難している児童生徒の数ですが、11月７日（木）時点で梁川中学校が２名、梁川小学校が９名です。今後の対応としては心のケア支援のため、カウンセラーの配置を県に依頼しております。教科書・学用品が被害にあった方に関しては19名に教科書の支給を行いました。被災した施設設備について計画を進めて参りたいと思います。小国小学校や霊山中学校等の浸水被害につきましては小国小学校の校舎および校庭への侵食・泥水の流入が起きました。また、床上浸水の対応としましては、消毒をしました。浸水したカーペットについては交換する予定です。霊山中学校の被害は、体育館は床下浸水、校庭の侵食、プールへの泥水流入となりました。また、渡り廊下に１ｍ四方の侵食がありました。

**○坂本生涯学習課長**梁川の東邦銀行近くにありました町史編纂室について浸水被害を受けました。１ｍ30㎝ほど浸水しまして、中の古文書や文化財が被害を受けております。県の支援を受けて復旧作業を行いますが、長期戦になるということですが、なんとかできることはしていきたいと考えております。また、月舘中央交流館の図書室にて床上浸水、隣の月舘体育館が床下浸水です。現在月舘中央交流館の図書室では貸し出しを停止しておりますが、一定の清掃が済み準備ができましたので、図書の入れ替えを行い１週間後くらいには再開できるように進めております。

**○阿部学校教育課長**被災した児童生徒への教科書の給付を行いました。また、教科書以外の学用品や制服・ジャージ等の支給もあったという事です。

**○原教育総務課長**　伊達市全体での被災状況としましては、床上浸水が587件、床下浸水が582件です。道路等は831箇所、河川は75箇所、農道等は約300箇所が被災しています。

**○坂本生涯学習課長**　起き上がりこぼしプロジェクトが11月19日（土）から梁川美術館にて開催中です。東日本大震災の復興支援活動から始まっております。台風19号の被災もありましたので、地域の方にはぜひ見て元気になって頂きたいという事で現在開催中です。ぜひ足をお運びいただければと思います。

　福島駅伝について、11月17日（日）に開催されます。先日の東日本女子駅伝に参加されていた金澤佳子さんという方が伊達市のランナーとして出場します。

　伊達市オラトリオが11月17日（日）に梁川中学校で開催されます。市合併10周年を記念して作られたオンザロードを披露して頂きます。また、先ほど教育長報告にもありました、昨年度福島県ジュニアピアノコンクール上級部門で金賞を受けた桃陵中学校の舟山君がピアニストとして参加します。また、梁川の吹奏楽団の方々等も伊達市楽友協会・伊達市楽友協会吹奏楽団として参加します。ぜひご来場いただきたいと思います。

**○阿部学校教育課長**先ほど被災状況の報告の中にありました、子ども達の心のケアのための県から新しいカウンセラー配置をすることについて、強く要望して参りました。予算等の問題もあるという事で県からの回答は、現在梁川小学校・中学校に配置されているカウンセラーの勤務時間を延ばすかたちでの対応をするようにとのことでした。現在はその回答をもとに対応を進めております。

**○森林こども育成課長**　台風19号によるこども部の被害について　資料を用いて説明

　公立のものとしては梁川認定こども園が床上浸水13㎝と園庭への泥水流入、保原保育園分園・保原幼稚園につきましては床下浸水、園庭への泥水流入の被害がありました。私立では梁川中央保育園の園舎への床上浸水21㎝、園庭への泥水の流入がありました。梁川認定こども園では10月15日（火）～10月16日（水）を休園、保原保育園分園においても床下浸水ではありましたが床板まで浸水していたことで畳と床板の張替が必要であり、10月15日（火）～11月16日（土）まで休園する予定です。私立の梁川中央保育園は10月15日（火）～10月19日（土）まで休園しました。休園中の代替園としましては、梁川認定こども園は0～2才児16人を月舘認定こども園、3～5才児41人を堰本幼稚園に振替えました。保原保育園分園では0才児11人を、保原保育園の延長保育室を0才児専用にしてお預かりするようなかたちです。仮開園については、梁川認定こども園が10月23日（水）より旧富野小学校及び幼稚園を利用し、園児171人を対象に保育をしている状況です。今後としましては、全県下が広範囲に渡る災害で被害を受けているという状況であり、業者からも中々請け負うのが難しいとのお話を受けています。復旧工事は梁川認定こども園が12月末、保原幼稚園分園が11月14日（木）に復旧工事完了予定です。被災による保育料減免については、被災した児童について令和元年10月利用分から令和２年３月利用分まで保育園・認定こども園・小規模保育事業所（３才未満児を対象）、放課後児童クラブの保育料を被害の程度により減免します。対象者は把握しておりますので、その方には減免申請書をお渡しして保護者から申請して頂くかたちで進めて参りたいと考えております。先ほども申しましたが梁川認定こども園は床上13㎝浸水ということですので１階部分は全て浸水しております。備品等につきましては、高い所に上げられるものは上げる努力もしましたがロッカーや子どもに必要な物品等も被害を受けました。今後使えるものは消毒して使いますが、それに耐えられないものにつきましては廃棄する予定です。現在富野小学校及び幼稚園を利用しておりますが、梁川認定こども園を工事した佐藤工業を随意契約の相手方としまして復旧を進めております。園に残る物品の運搬終了後に、復旧工事を進めます。11月6日（水）に認定こども園の保護者会を開き、様々なご意見を賜りつつ現状をご理解頂き運営しております。要望・お叱り等は現状では頂いておりません。今後は建設会社との協議を進め、一日も早い復旧を目指します。動き等ありましたら教育委員会にて報告させていただければと思います。

**○谷口こども支援課長**梁川認定こども園の１室で子育て支援センターを開設しておりましたが、今回の台風19号にて被災しました。現在は旧富野幼稚園にて相談事業をおこなっております。ただ、他の地域にも利用したいという方がおり、週３回の午前中のみ児童クラブ館にて代行で行っております。

　今月の30日に青少年育成市民会議の主催で育成推進会議を開催しております。功労者の表彰等もありますが、メインは中学生による少年の主張の発表になります。各地域で既にお聞きになった内容かもしれませんが、市内各中学校から２名ずつ12名選出されておりますので、ぜひお越しいただければと思います。

**○菅野教育長**　ただいま報告あったこのことについて、ご意見、ご質問のある方の発言をお願いします。

**○髙野委員**梁川認定こども園の給食室について報告がありませんでしたが、給食室は大丈夫だったのでしょうか。

**○森林こども育成課長**　給食室につきましても13㎝の浸水被害はありました。ですが、調理室ということでもともと水を使用する場所であったということもあり、コンクリートの床に耐水性のシートを貼っておりました。他の保育室等よりは被害を受けておりませんでしたので、消毒を行い、現在は給食を調理し富野幼稚園等に運搬しております。

**○髙野委員**　台風被害の状況を見ると、次回同じようなことが起きたときに、また同様の被害が起きかねません。先々のことについてどのようにお考えでしょうか。

**○半沢こども部長**　今回の水害については想定外の一言で済ませられないものです。水害対策である堤防等の建設を期待するほかない所ではあります。市の方でも何をどのようにするという事は決まっておりませんが、12月議会にはある程度の質問を頂きつつ、方向性もいくらかお示しできるかと思います。ただ認定こども園につきましては、支援をお休みするということはできませんので一刻も早く復旧しお預かりしたいと思います。雨の際には十分に気を付けて運営を行いたいと思います。

**○髙野委員**文化財の関係で古文書や重要な書類が浸水被害にあったという事ですが、町史編纂室を現在の場所に設置することが良いのかどうかということを検討されているかとは思いますがいかがでしょうか。

**○坂本生涯学習課長**歴史資料につきましては、１か所に集めて整理研究を進めたいと考えており、博物館構想等があります。現在は空いている施設を利用して収蔵を行うという考え方です。梁川の町史編纂室をキレイにしてそこにまた戻すという考えは今のところもっておりません。現在の修復作業は梁川分庁舎の空きスペースを利用して行っており、できるところから始めております。

**○髙野委員**　以前梁川幼稚園があったスペースは使用できないのでしょうか。

**○坂本生涯学習課長**　幼稚園は既に解体されております。

**○髙野委員**　そうでしたか。今後の水害を考えると高台に移動することが必要ですね。

**○田中教育部長**　現在富野小学校が認定こども園で使用中ですが、梁川の統合前の５つの旧小学校について民間利用に向けたサウンディング調査を行っております。その中でも富野小学校・大枝小学校・五十沢小学校については富野小学校以外には民間利用のお話が正式決定ではないにしろ上がっています。白根小学校と山舟生小学校は市街化調整区域等の規制があり改修など民間での利用が難しく、調査委員会からは改めて行政での利用を再検討するよう話が戻ってきております。

生涯学習課長からありました収蔵庫や展示スペース等も含めて山舟生小学校を利用できないかどうか検討している状況です。

**○菅野教育長**続きまして、教育委員からの報告事項はありますでしょうか。

**○髙野委員**　伊達小学校の改築について、先日学校改築の推進委員をしている保護者からお話がありました。改築の作業スケジュールが大分遅れているようだが、どのようなペースで進むのかはっきりと聞いて欲しいとのことでした。もうひとつ、市会議員より伊達小学校の予算がどんどん膨らんでいるので困るとのお話もありました。このお話を鑑みるに、文教福祉委員レベルでは予算の組み立てのレベルにまでお話が進んでいるように考えられます。具体的に建設に関わる伊達小学校改築の推進会議でそうしたお話が無いのはどのように受け止めれば良いのでしょうか。

**○原教育総務課長**　伊達小学校の改築の動きについてですが、あまり目に見えない状況であり申し訳ありません。現在は改築に向けた調査や実施設計を行っております。道路や建物の実施設計も含めて進めています。また、解体設計の目途もようやく立ちましたので、次は解体工事に移ります。解体工事になりますと若干目に見えてくるようになるかとは思います。スケジュールにつきましては、以前お示ししておりました2024年度の開校に向けて計画を立てており、今のところ変更はありません。次に事業費についてですが、現在実施設計であり、金額についても精査しているところです。事業費の詳細については委員や委員会にはまだお話しておりません。

**○髙野委員**　そうでしたか。委員のお話を伺うと、予算が当初の予算よりも膨らめば、建築の中身を見直すことになり、安上がりの建物になってしまう状況になるのではないかとのことでしたが。

**○原教育総務課長**　基本設計の中で土地利用の決定がされ、施設検討委員会等のご意見を踏まえながら、整備の内容を確認しながら基本設計を取りまとめております。その基本設計からは今のところ変更する予定はありません。金額については、まだ実施設計の途中であり、現在事業費の取りまとめを行っております。

**○田中教育部長**　いずれにしてもまとまりましたら報告を致します。今教育総務課長より説明のありました梁川小学校や保原小学校の改築を例にとれば約40億円でした。伊達小学校は44億円でスタートしておりますが、これは学校建築のみではなく伊達小学校周辺の変型５叉路の解消を含んでおり、この新たな問題のために予算が増えている状態です。先ほども申し上げましたが、おおむね方向性が決まりましたら、資料も含めてご説明したいと思います。

**○髙野委員**　スピードアップして欲しいという要望がありましたので、よろしくお願いします。

**○菅野教育長**　ご意見、ご質問はほかにはございませんか。それでは、ないようですので、12月の定例会等の日程について、事務局から説明願います。

**○原教育総務課長**　次回12月定例教育委員会会議　開催予定日

　　　　　　　　　　日　時　令和元年12月18日（水）13：30～

　　　　　　　　　　会　場　保原庁舎東棟２階　201会議室

**○菅野教育長**　ただいまの報告、及びその他全体を通して、ご質問、ご意見等ございませんか。その他ないようでしたら、閉会に移ります。本日は以上で終了いたします。ご出席ありがとうございました。

14．日程８　閉　　会　15時56分

　上記記録の正確なことを認め、ここに署名する。

　　　　令和元年11月13日

　　　　　　　　　　　　議事録署名人

　２番委員

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　３番委員

　　　　　　　　　　　議事録調製者　教育総務課総務企画係　渡邉　美佳